

## 4 陳情第 5 号

4 陳情 第 5 号	国に対し羽田新飛行ルートは早急に運用停止するよう意見書を提出することを求める陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年2月21日受理、令和4年3月1日付託
陳情者	新宿区上落合————— ————— 外106名（内 町会長91名）

## （ 要 旨 ）

航空管制方式基準の改正・適用により、航空需要が回復したとしても、羽田新飛行ルートは必要がなくなりました。あるいは、邦人パイロットが海外で運用している方式を用いれば、海上を飛行する従来のルートでも増便に対応出来ます。よって、新宿区議会が国に対し早急に運用停止するよう意見書を提出することを町会長と共に求めます。

## （ 理 由 ）

- 1 都心を飛行して着陸するルートと、離陸後に川崎石油コンビナートの上空を飛行するルートを活用した増便効果（約1.1万回の発着回数）は、羽田新飛行ルートの運用開始前の発着回数約44.7万回に対し、僅か2.46%しかないことを国が認めています。
- 2 2020年2月25日衆議院予算委員会第八分科会で「落合第二小学校の騒音観測地点の値は、住民説明会で説明のあった騒音想定値の最大値と9デシベルの差があったが、音の強さで言うと想定値の最大値と何倍の差になるか」という旨の質問に対し、国土交通省航空局長は、「一般的に、音の強さは、3デシベルの差で2倍となり、9デシベルの差の場合は8倍になる」という旨の答弁をしました。よって事前に住民説明会において、住民にヘッドホンで聞かせていた騒音と全く違います。
- 3 2018年4月11日に、タイ国際航空機が、羽田空港から北東約8kmの地点で、空港近くの人工島の上空86mまで過失により急降下しました。
- 4 2020年6月に、パキスタン国内のパイロットの3割強が替え玉合格による偽装免許であることが発覚しました。EUや米国は、安全管理が出来ていない国や航空会社に対して、旅客便の乗り入れ禁止措置を取ります。我が国においてはそのような措置は発動しません。
- 5 新宿駅の乗降客数は1日あたり約350万人で世界一であり、都庁や防衛省等の重要施設がテロの対象になる恐れがあるとの指摘があります。生活者には安心、静穏を戻して下さい。

#### 4 陳情第 5 号

- 6 航空機による大気汚染は始まっています。PM2.5は髪の毛の30分の1の大きさで、呼吸器系はもとより、循環器系にも悪影響を及ぼすと言われいています。新宿区は立派な環境都市宣言をしています。子孫に対し私達の世代での環境悪化は避けなければなりません。
- 7 東京工業大学副学長の屋井鉄雄教授を座長とする産学官の関係者で設立された研究会は、「将来の航空交通システムに関する長期ビジョン（CARATS）」を策定しました。その中で混雑空域の処理能力を2倍にする数値目標を発表し、それを実現するための施策である航空機後方乱気流精査が安全運航確認後令和2年11月5日から基準が改正、適用され、航空管制協会技術委員会は「到着機間・出発機間高密度運航が実現できる」とし、具体化された答弁が令和3年6月25日政府からありました。
- 8 滑走路の使い方では、進入滑走路手前縁までの距離や、退避路での停止線の位置で日本とヨーロッパの空港で違い（国土交通省HPによる）があります。当該時間ロス在省く方法を採用すれば、これらを改善するだけでも20%以上の増便が出来ます。邦人パイロットは海外空港では現地方法に沿った運用をしており、事故は起きていません。
- 9 航空需要が回復したとしても、羽田新飛行ルートは不要で、従来通り海から入り、海に出るルートで国土交通省が求める増便は出来ます。羽田空港の機能強化は達成出来ます。
- 10 品川区議会は羽田新飛行ルートの運用見直しを求める決議をし、港区議会は、同区議会が国土交通大臣に提出済みの羽田新飛行ルートの固定化回避を求める3件の意見書について、これらの意見書の内容を国土交通省が検討しているとは言い難い旨の意見書を国土交通大臣に再度提出しました。渋谷区議会は、令和3年10月13日に、国に対し早急に羽田新飛行ルートの運用を停止するよう求める請願を全会一致で採択し、同主旨の意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、及び国土交通大臣宛てに送付しました。